



2004年新春旗開きを開催

—石井としお後援会旗開きに村内外から参加—

1月25日(日)石井としお村議は2004年新春の旗開きを開催しました。参加者は来賓、子供達を含め村内外から総勢60名で昔ながらのウスとキネで餅つきを行いました。主催者を代表し、後援会長の石塚哲男氏より「石井としお村議は住民の代表として毎日奮闘しております。一重に皆さんのご支援の賜物であります。今年も石井としお議員をよろしくお願いします。」との挨拶から、来賓の銚子市議員小林良子氏より「昨年、石井さん達の応援を頂き、市議員に再選されました。銚子も合併問題があります。すでに合併した東京あきるの市では住民サービス料金の値上げが確認されています。狙いは国から下ろす地方交付税の削減です。」又、合併問題を考える会代表で元村議の矢沢氏からは「長生郡市の合併は、時期尚早である。この長生地域は長柄郡(ゴウリ)という名前から現在の長生郡という名前になっています。先日行われた合併協議会では税金の問題が協議され税負担金のアップが認められませんでした。今後は教育保育サービス料金をどうするか協議が進められます。合併問題を考える会として、本当に合併は住民の為になるのか、学習と交流を深め住民投票を求めていきます。石井村議を皆さんの力でもりたてて頂きたいのです。」という来賓各位より激励を受けました。

「合併問題を考える会」で講演会を開催予定

—2月29日(日)午後1:00より村文化会館で—

石井としお村議会議員

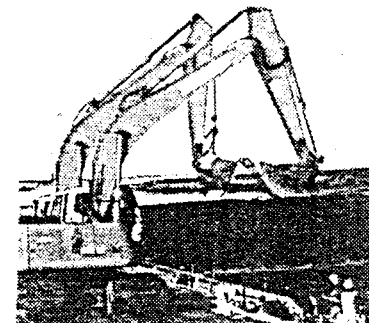
2004年明けましておめでとうございます。昨年を振り返りますと、村では4月に介護保険が値上げされ健康診断が有料化されました。今年には年金の掛け金を引き上げ、消費税もアップする動きも出されています。合併問題を考える会の発足では、本日来賓で出席くださっている矢沢小

一郎・石塚悦子元村議さんと一緒に、石井も、呼びかけ人の一人として名前をつらねています。2月には全村に新聞折込でニュースを入れ、2月29日(日)午後1時より、村の文化会館で合併に「賛成・反対」の立場をとる講師を招き、学習・講演会を開催します。是非、ご参加ください。又、今年7月には村長選挙も予定されています。合併には(反対・時期尚早・住民投票はやる)ことを表明する候補者がいれば支援をしていきたいと考えます。平和の問題です。昨年、イラクに対してアメリカが大量破壊兵器を持っていることを理由にして武力行使を行い、日本も憲法違反の自衛隊を使ってイラクに派兵を始めました。私は武力での解決を否定します。日本の憲法には「いっさいの武力はもたない」と明記されています。あくまでも平和的解決を願う一人であります。今年一年が平和であることを願います。参加された方々と村民の安全と健康を祈念いたします。そして、近隣から参加を頂いた方による乾杯の音頭となりました。

懇親と会食では東北出身の方々や九州から転居された方で会話が深まったり、子供達とのジャンケンゲームで楽しんでもらいました。又、会場準備に前日から手伝って頂いた方々に感謝申し上げます。



—松海岸の復旧工事現場で県職員より説明を受けました



全議員で15年度村内建設事業現場を視察

1月20日(火)村の全議員による3常任委員会合同の村内事業建設の取り組みを視察しました。高根地区では保育所の増設と学童保育の建設、曾根自治会館の完成。一松地区では小学校体育館の改築と一松海岸の浸食止め工事を視察しました。特に印象が強かったのは一松海岸の浸食であります。県職員の説明によると「太東岬周辺の護岸工事の影響で一松海岸に補給される砂が少なくなり海岸が浸食されている」という説明を受け、参加された議員からは「一松に住んでいるが、時間の問題で我が家も将来住めなくなるのでは」「自然の流れを止めることは難しい」「思っていたよりもひどい浸食だ」という声がありました。必死で復旧工事を進める工事関係者の姿を見ました。

介護保険は65歳以上・2400円で値上げ決定

—1月13日長生村・第5回合併協議会に傍聴しました—

1月13日(火)、第5回合併協議会が長生村役場で開催され傍聴者は60名でした。合併協議会

は報告事項が4つ、協議事項が10ありました。冒頭、石井会長より「合併期日に間に合わせる為には月一回には拘らなく合併協議会を開催したい」との挨拶をうけました。

可決された議案と中身は

- ①新市名前の決め方は「小委員会を作って協議会で決める」②ガス事業への取り扱いは「現行料金を引継ぎ合併後、調整する」③各種事務事業・納税の取り扱いについては「納税関係の督促手数料を廃止」④一般職の身分については「職員の退職干渉としてリストラをやったら」という意見もありましたが「職員の給与については給与の適正化の観点から合併時に調整し現職員の現給を保障する」⑤特別職については「現行の特別職の給料および報酬額を参考に調整する」⑥介護保険については「掛け金の格差を平均化し、1号保険者(65歳以上は一律2400円)に統一、茂原市の生活保護者への100%減免を全額免除しない」⑦新市建設計画「その1」については「茂原市も含め負債のパラツキがあるので税金の徴収を各市町村別に格差をつけられないものか」という意見がありましたが、原案どおり多数で可決。⑧新市建設計画策定小委員会の変更については全員賛成で可決。となりました。

「サービスは高く、負担は低く」はどうか？

継続協議となった案件は

- ①財産の取り扱いについて②地方税の取り扱いについてなどは継続協議となりました。一番の関心は、県も村も言うてきた「合併でサービスは高いところ、負担は低いところに合わせる」ということが本当に合併協議会で調整決定されるかです。税金の値上げは「賛成少数で」継続協議となり、介護保険の掛け金は「平均の2400円にする」ことですから、茂原と長柄は値下げで、一宮、睦沢、長生、長南は値上げとなります。納税の督促手数料一通50円は廃止、これは良いことです。ガス料金の格差は「現行料金を引き継ぐが合併後に調整する」条例規則の違いも「合併後に調整する」ということであります。自治会館の建設補助金条例では長南町が150万円、一宮町300万、長生村が400万、睦沢町・茂原は500万で白子町、長柄町では700万が上限であります。この違いを「合併後に調整ではなく合併前に調整案を出し」、住民に知らせるべきです。

次回第6回合併協議会は長柄町役場で開催されます。継続協議を含めて①各種事務事業・児童社会福祉事業の取り扱い②各種事務事業・保健衛生関係次行について③各種事務事業・健康づくりについて④新市計画「その2」が協議されます。学童保育料金の違いなどをどう調整決定するかです。合併後10年間は地方交付税の削減はありませんが合併後16年目から約3割、郡市で年間25億円が削減されます。したがって住民サービスの低下は必死です。是非、合併協議会への傍聴を訴えます。

今後の日程案内

- ① 2月10日(火)午後1:30より長柄町役場で第6回合併協議会が開催されます。
- ② 2月13日(金)長生村の臨時議会が開催されます。市原村長より今年7月に改選される村長選挙への見解が表明されます。
- ③ 2月29日(日)午後1:00より「長生村合併問題を考える会」主催による、合併問題の講演会が村の文化会館で開催されます。合併に「賛成・反対」の講師を呼び講演会をやるということです。是非、参加をしましょう。石井議員も呼びかけ人の一人になっています。

事務事業名	現 況	現 況	現 況	調整方法・方針
2.放課後児童クラブ	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>
2.放課後児童クラブ	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>	<p>【目的】児童福祉法第21条の11に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者に学童保育を委託し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。 【対象】団体名：一宮わんぱくクラブ 1～3年 27名 4～6年 3名 計 30名 【決算額】委託料 600,000円</p>

学童保育料金の設定は合併前に金額を提案すべきです。